

第15回 都道府県防犯設備士(業)協会全国大会開催



2020年11月13日(金)千葉市中央区のオーディオ千葉ホテル3階 エリーゼII-IIIで第15回 都道府県防犯設備士(業)協会全国大会が開催されました。全国の防犯設備士(業)協会からは19協会の方々に参加いただきました。また、警察庁、千葉県警察本部、公益社団法人千葉県防犯協会からも多数のご来賓の方々の出席を賜り、オブザーバーとして、総合防犯設備士の方々、運営幹事会の方々にも多数ご出席いただき、本会議出席総数は56名でした。

第一部本会議では当協会の片岡代表理事からの開会挨拶があり、開催地協会である一般社団法人千葉県防犯設備協会 平間会長の挨拶に続き、ご来賓を代表して、警察庁生活安全局生活安全企画課都市防犯対策官 今井 俊博様、千葉県警察本部生活安全部長 鈴木 満様よりご挨拶をいただきました。

その後、部外協力者表彰および防犯設備士表彰功労賞について表彰式が行われ、続いて報告事項に移り、以下の5項目について報告されました。

- ①警察庁生活安全局長通達「安全・安心まちづくり推進要綱」改訂について
警察庁生活安全局生活安全企画課 課長補佐 橋本 浩伸様より報告
- ②防犯設備士養成講習・資格認定試験のIT化への検討状況について



司会：平山委員会運営会議担当部長

討議状況について

- ③防犯設備士資格の更新講習方式導入の検討状況について
②③項は公益社団法人日本防犯設備協会 制度事業担当部長 伊藤 広より報告
 - ④個人情報保護規定等に基づく防犯設備士情報の提供について
 - ⑤地域協会の防犯活動に対する助成事業(案)について
④⑤項は公益社団法人日本防犯設備協会 事務局長 高橋 俊雄より報告
- その後質疑応答を行いました。

休憩を挟み、協会の紹介と活動トピックスとして開催地より一般社団法人千葉県防犯設備協会、宮城県防犯設備士協会の2協会より協会の紹介と活動報告がなされ、次回の全国大会の開催地として愛知県に決定しました。

第二部講演会は、同じ会場にて、北須磨団地自治会(兵庫県)会長 西内 勝太郎様による「友愛の町 北須磨団地自治会について」と題し、一般社団法人千葉県防犯設備協会 平間 義康様のサポートにより講演がありました。

尚、今回、懇親会はコロナ禍により中止としました。



高橋事務局長

開会の挨拶

公益社団法人 日本防犯設備協会 代表理事 片岡 義篤

本日は、第15回都道府県防犯設備士（業）協会全国大会開催にあたり、大変お忙しい中、警察庁から今井都市防犯対策官ほか担当官、地元千葉県警察からは鈴木生活安全部長ほか担当官、千葉県防犯協会からは井出専務理事にご出席をいただきており、誠にありがとうございます。また、地域協会からは19の協会の代表の方々にご出席をいただきています。ありがとうございます。皆様方には、平素から日防設の業務各般にわたりまして、ご指導、ご支援をいただきておりますことに対し、厚く御礼申し上げます。

今回の全国大会は、コロナ禍での開催ということで、開催そのものが危ぶまれましたが、開催に格別のご尽力いただきました千葉県防犯設備協会の関係者の皆様、大変な時期にもかかわらず本日ご出席いただきました地域協会の皆様には、心から御礼と感謝を申し上げます。会議の設営や進行等につきまして、新型コロナ対策の万全を期するために今までのスタイルとは若干違った方式をとっております。そのため進行がややタイトになったところもあり、また一番情報交換を図る場として有益な懇親会は残念ながら今回はなしということになりました。ご理解を賜りたく存じます。

さて本日の会議では、当協会の現状と課題について3点申し上げたいと存じます。最初に、防犯設備士事業についてです。

防犯設備士の資格取得者数は本年11月1日現在で、累計約3万人です。総合防犯設備士は404人で、現在年に一度の試験を実施中です。防犯設備士の受験者数は、本年はコロナの関係から、



第110回の試験の実施を中止した影響もあり、昨年と比べて大幅に減少しております。

このため当協会では、この難局を乗り切るために、養成講習・試験のIT化を検討中です。養成講習につきましては対面型の集合教育から、非対面、非接触型のオンライン講習に、試験につきましてもCBT方式の導入を考えています。詳しくは後ほど担当のほうから報告しますが、来年度からの実施を目指しています。この方式になりますと従来東京、大阪など大きな都市で実施してきました養成講習・試験がなくなります。一部の地域協会の皆様には会場の受付や試験監督等の委託業務でご支援をいただいているところでしたが、これがなくなります。

この委託事業は、地域協会の財政的支援の一面もありましたので、別途支援策を考えております。これも後ほど報告しますが、地域協会がその地域の安全安心のために行う各種の防犯活動に要する経費を助成する制度です。今までの委託事業では、大都市圏の地域協会に限られていましたが、この制度では全国の地域協会を対象に、地域住民に対する防犯セミナーや防犯イ

ベントの開催など、地域協会で実施する各種防犯設備や犯罪に関する情報発信、啓発活動等を支援するため、その経費の一部を助成しようとするものです。これも来年度からの実施予定です。

第2に、防犯優良住宅認定制度についてです。昨年の全国大会でも御報告いたしましたが、防犯優良マンション認定制度につきましてはベターリビングが撤退いたしましたので、今後は当協会と全防連の2団体での運営となります。この防犯優良住宅認定事業は地域協会にとりまして大変重要な事業活動ですので、当協会といたしましても本格的に再推進を図ってまいりたいと考えています。

従来、防犯優良マンション認定制度につきましては、当協会では、BSS委員会が担当し、各種建物、施設に応じた防犯認定基準の策定に關すること及び全国の関連地域協会と連携した認定事業の普及に向けた活動に關することを所掌していましたが、平成25年に一定の役割を終えたとして、それ以降活動が休止となっています。再推進にあたりましては、新たな司令塔が必要ですので、現在、総合防犯設備士委員会の中に防犯優良住宅認定制度を扱う分科会を設けて対応したいと考えています。本事業を推進しておられる、又はこれからやろうとされている地域協会の皆様で、分科会に参加して一緒に考えていこう、制度の普及発展に努めたいと思っている関係者がおられれば、お声をかけさせていただきますので是非ご参加をお願いしたいと存じます。その場合は、同委員会の特別委員という立場でご参加いただきます。ZOOMでの参加も可能です。

第3に、地域協会の全県設立に向けた取組みでは、本年1月に沖縄県で設立され、41協会と

なりました。本日の会議には、設立の際に大変お世話になりました池田副会長と宮城事務局長にご出席いただいております。ありがとうございます。現在数県につきまして精力的に取り組んでいるところであります。引き続き注力してまいります。警察庁、県警察のご指導をいただき、また地域協会の皆様のお知恵も借りながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、当協会の現状と課題につきまして3点申し上げました。今後とも引き続き、認知度の向上、社会的地位の向上、そして事業環境の整備に尽力してまいりますので、皆様のご理解、ご支援をお願いする次第です。最後に、本大会の成功とご参加の皆様のご発展、ご健勝を祈念して私のあいさつといたします。ありがとうございます。

開催地協会のご挨拶

一般社団法人千葉県防犯設備協会 会長 平間 義康

日本防犯設備協会、第15回全国大会の千葉開催に際し、千葉県防犯設備協会を代表し、一言ご挨拶申し上げます。

新型コロナウイルスが終息どころか増加の様子を見せ始めております中、この大会のためにご臨席を頂いておりますご来賓の方々に心から感謝申し上げます。また、わざわざ千葉まで、この度の日防設15回全国大会にお越し頂いております地域協会の皆様にも感謝申し上げます。

さて、今回の全国大会では懇親会がありません。大変残念ではありますが、新型コロナ対策の一環ということでご了承頂けると幸いです。

但し、今回の講演では、地域力の強化により、まさに、「住民の、住民による、住民のための」安全で安心なまちを築き上げております神戸市須磨区の「北須磨団地会長の西内会長」によるお話を用意いたしておりますので、楽しみにお待ちいただきたいと思っております。

次に地域協会の現状ですが、東京を除けば、大方、どの地域協会も財政難で大変厳しい運営を余儀なくされていると認識しております。今日の会議では、その改善のヒントや具体的な行動に結びつくようなお話が聞けると期待しております。皆様方に於



かれましては、是非、ご参考にされ、今後の業績向上への手がかりを得られていれば、千葉に来て頂いた甲斐があったと思います。

結びに、ここにご来席の皆様方のご健勝、ご多幸を祈念いたしまして、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

来賓のご挨拶

警察庁生活安全部生活安全企画課 都市防犯対策官 今井 俊博 様

ただいま御紹介いただきました、警察庁生活安全局で都市防犯対策官を拝命しております今井と申します。

本日は、第15回都道府県防犯設備士（業）協会全国大会にお招きいただき、ありがとうございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

全国の地域協会並びに日本防犯設備協会の皆様には、平素より警察行政全般にわたり、御理解と御協力をいただいておりますことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

昨近の治安情勢につきましては、刑法犯認知件数が減少を続け、令和元年においても前年に引き続き戦後最少を更新し、本年9月末現在において約46万件と、前年同時期の約56万1千件に対し約18%減少しております。

このうち侵入窃盗について見ますと、昨年はピーク時の約5分の1まで減少し、本年9月末現在で約3万4千件と前年同期比約20%の減少となっており、数値面の改善が続いているります。

このような治安情勢の改善には、防犯機器や防犯設備の設計、施工及び維持管理など、防犯設備士の皆様方の日々の活動が大きく寄与してきたと考えております。

さて、本年は、引き続き新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、我が国のみならず世界中で、生活様式の大きな変化が求められるなど、社会が大きく揺れ動いているところでございます。

このような状況であっても、国民一人ひとりが日常生活を送る上で、安全・安心の確保が重要な要素であることは言うまでもありません。

女性・子供が被害に遭う痛ましい犯罪や、高齢者を狙った犯罪など、国民の平穏な生活を脅かす犯罪は、引き続き発生し、加えて新型コロナウイルス感染症の拡大に便乗した詐欺なども発生しております。

新しい生活様式が求められる中においても、国民の身近で発生する犯罪を未然に防ぐために、これまでと同様に防犯環境の整備が期待され、また、行政をはじめ様々な機関や住民団体、事業者等が相互に連携して、防犯の取組を推進する必要があります。

警察庁では、本年3月に「安全・安心まちづくり推進要綱」を改正いたしました。

今回の改正では、「安全・安心まちづくり」の基本的な考え方として、地方公共団体、学校等の関係機関、自治会、事業者団体等の関係団体との連携の



下に、地域の住民や事業者による多様な自主防犯活動を支援することを明記しました。

また、皆様方に関係が深い改正点として、「共同住宅については特に、管理組合等の施設の管理者等の理解を得て、協働して同施設内の防犯の向上に取り組むことが必要である」ことを明記するとともに、「共同住宅の防犯性能に係る認定の仕組みを効果的に活用する」ことを追記いたしました。

現在、多くの地域協会において、「防犯優良マンション認定制度」に取り組んでいただいているが、皆様方におかれましては、引き続き、本制度を有効に活用していただき、防犯設備の整備等が図られ、防犯性に優れた共同住宅が普及するよう、防犯の専門家としての更なるご活躍を期待しております。

安全で安心なまちづくりを推進するためには、街や建物・施設の構造等を犯罪防止に配慮したものにするハード面の対策と、地域の住民や事業者による防犯パトロール、防犯に関する広報啓発等のソフト面の対策を効果的に組み合わせて実施することが重要であります。

皆様方におかれましても、ご見識の深いハード面の対策を推進していただくとともに、地方公共団体や学校等の関係機関をはじめ、自治会・事業者団体等の関係団体と連携し、地域の住民や事業者による自主防犯活動を支援するなど、ソフト面の対策も含め、地域の防犯の要として、これまで以上にお力を發揮していただきたいと思います。

おわりに、全国の地域協会並びに日本防犯設備協会の益々の御発展と、本日御出席の皆様方の御多幸と御健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

来賓のご挨拶

千葉県警察本部生活安全部長 鈴木 満様

ただいま、御紹介いただきました千葉県警察本部生活安全部長の鈴木でございます。

本日は第15回都道府県防犯設備士業協会全国大会が開催されますことに心よりお祝い申し上げます。

千葉県防犯設備協会の方々はもとより、全国からお集まりの、防犯設備協会関係者の皆様方におかれましては、平素より警察業務の各般にわたり格別の御理解、御協力を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

また、皆様方には、犯罪の起きにくい社会環境づくりを担う防犯施設士の育成を始め、優良防犯機器認定制度による防犯設備等の普及、事業者や住民からの要請による防犯設備等に関するアドバイスなど、日々、安全で安心なまちづくりに御尽力を賜っておりますことに対しまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、折角の機会となりますので、千葉県内における治安情勢について若干お話しをさせていただきます。

本年10月末現在の刑法犯認知件数は約2万8千8百件と前年同期に比べ2割近く減少しており、コロナ禍における県民の行動変容が少なからず影響していると考えられるものの、17年連続で減少した昨年を更に下回るペースで推進しております。

その一方で、子供・女性・高齢者など、犯罪に対する抵抗力が脆弱な方が被害者となる凶悪事件等の発生は、県民に治安への不安を抱かせており、治安の回復には未だ多くの課題が残されているものと認識しております。

特に、千葉県では「電話de詐欺」という名称を用いている、特殊詐欺の被害は、依然として高水準で発生しており、加えて最近では、新型コロナウイルス感染症に乘じた詐欺など、その手口はますます巧妙化し、さらにはガス点検を装った強盗事件等の凶悪事件も発生している状況にあります。



これに対して、皆様方が高い関心を持って取組でおられる「空き巣・忍込み」などの侵入盗の認知件数は、2,664件（暫定値）で、前年同期比マイナス661件と、減少傾向で推移しております。

減少の要因は、様々な要素があると考えられますが、防犯カメラや防犯ガラス、ドアロック等を始めとした防犯設備の普及により、犯罪に強い街並みや住宅が構築されてきたことが大きな要因と考えております。

これはまさに、本日お集まりの皆様方による防犯設備等に関する調査研究や、防犯設備等の普及促進を住民や施設管理者の方々へ働き掛けている賜物であり、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けては、皆様方の活動が必要不可欠であるとの証明であります。

県警といたしましても、犯人を検挙して、被害を減少させることはもとより、犯罪の起きにくい社会を築き上げる取組が何より大切であると考えております。

どうか皆様におかれましては、防犯設備等の一層の性質向上などを通して国民が安全で暮らせる地域づくりのために引き続き御尽力いただきますようお願い申し上げます。

結びに、本会の益々の御発展と、御臨席の皆様の御健勝をお祈り申し上げ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日は、誠におめでとうございます。

表彰式

①部外協力者表彰

協会業務に多大な貢献があったということで、今回、3協会が表彰されました。
おめでとうございました。

- ・NPO法人兵庫県防犯設備協会



専務理事 島田 清様(右)
片岡代表理事との記念撮影より

- ・NPO法人東京セキュリティ促進協力会



副理事長 櫻井 兼二様(右)

- ・静岡県防犯設備士生活安全協議会

※当日、ご欠席により後日、表彰状等は送らせていただきました。

②防犯設備士表彰功労賞

防犯設備士として、地域の防犯活動に大きな貢献をされたということで、3名の方が表彰されました。
おめでとうございました。

- ・山田 康雄様 (岐阜県防犯設備協会)



山田 康雄様(右)
片岡代表理事との記念撮影より

- ・加留部 隆一様 (NPO法人東京都セキュリティ促進協力会)

- ・山本 良信 様 (NPO法人大阪府防犯設備協会)

※加留部様、山本様は、当日、ご欠席のため後日、表彰状等は送らせていただきました。

第一部本会議

1. 報告事項

下記5項目に関して報告された。

①警察庁生活安全局長通達

「安全・安心まちづくり推進要綱」改正について
～特に防犯性能の高い住宅認定制度の効果的な活用について～

資料に基づき、警察庁生活安全局生活安全課課長補佐の橋本浩伸様から報告された。

「安全・安心まちづくり推進要綱」の主な改正点、「共同住宅の防犯性能に係る仕組みの活用」の追加した内容、防犯優良マンション認定制度の認定件数の推移、共同住宅の防犯性能をより一層向上させるためには、近年一部の都道府県でみられる共同住宅の防犯性能に係る認定の仕組みを効果的に活用していくことが重要となる説明があった。

また、防犯性能の高い住宅を認定する制度は、府県の防犯設備士協会等の民間団体が運営するものであるが、防犯対策として高い効果が期待できるものであることから、警察としてもその運営に協力し、継続的に必要な支援を行うことが適当であり、望ましいと説明された。



警察庁生活安全部生活安全企画課
橋本課長補佐

安全・安心まちづくり推進要綱への 「共同住宅の防犯性能に係る認定の仕組みの活用」の追加

○令和2年3月17日「安全・安心まちづくり推進要綱」を改正し、全国警察に示達

○要綱に「共同住宅の防犯性能に係る認定の仕組みの活用」を追加

～共同住宅を対象とした取組について～

共同住宅については特に、管理組合等の施設の管理者等の理解を得て協働して同施設内の防犯の向上に取り組むことが必要であることを明記するとともに、共同住宅の防犯性能に係る認定の仕組みを効果的に活用することを追加した。

安全・安心まちづくり推進要綱（抜粋）

○共同住宅を対象とした取組についての記載

～共同住宅については特に、管理組合等の施設の管理者等の理解を得て協働して同施設内の防犯の向上に取り組むことが必要であるので、これらと十分に調整し、円滑に実施することができるよう配意すること。

また、取組については、構造・設備の改善、防犯設備の整備等による管理者等の負担に十分配意するとともに、共同住宅の防犯性能に係る認定の仕組みを効果的に活用すること。

要綱に併せて

- ・安全・安心まちづくりの推進に当たっての留意点
 - ・防犯性能の高い住宅認定制度の効果的な活用について
- を全国警察に通知

通知の内容

(「共同住宅の防犯性能に係る認定の仕組みの効果的な活用」に関する部分の抜粋)

○改正点及び趣旨

今回の改正では、共同住宅については特に、管理組合等の施設の管理者等の理解を得て協働して同施設内の防犯の向上に取り組むことが必要であることを明記した。また、共同住宅の防犯性能に係る認定の仕組みを効果的に活用することを追加した。

これは、これまで住宅の防犯性能に関する仕組みとして、

- ・特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に基づく建物錠の防犯性能表示制度の実施
- ・警察庁等の関係省庁及び建物部品関連団体による防犯性能の高い建物部品目録の公表
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度の実施
- ・公益社団法人日本防犯設備協会等による防犯優良マンション標準認定基準の制定

等がなされる中で、住宅分野における防犯性能の水準の向上が図られてきたところ、今後、共同住宅の防犯性能をより一層向上させるためには、近年一部の都道府県でみられる共同住宅の防犯性能に係る認定の仕組みを効果的に活用していくことが重要となるとの趣旨である。

○共同住宅の防犯性能に係る認定の仕組みの効果的な活用

共同住宅の防犯性能に係る認定の仕組みとして、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションを防犯優良マンションとして登録又は認定する制度の普及が図られてきたところであるが、近年、特に低層の賃貸共同住宅について、ハウスメーカー、防犯設備士、警察等が連携し、防犯性能を評価する独自の認定制度に府県単位で取り組む例も一部でみられるところである。

この中には、例えば、大学生等が親元を離れて一人暮らしを始める機会を捉え、大学や住宅仲介業者等と緊密に連携し、住宅の防犯性能に高い関心を有する潜在的な入居者やその家族に防犯性の高い賃貸共同住宅の情報を提供することにより、その入居率を高め、賃貸共同住宅の防犯性能の高度化を促進するという成果を挙げているところもある。

こうした取組を参考にしつつ、各地域の犯罪情勢や利用者ニーズを踏まえた上で、各地域のハウスメーカー、防犯設備士等と連携し、効果的な対策を検討・実施すること。

「防犯性能の高い住宅認定制度の効果的な活用について」

○認定制度の運営について警察として継続的に必要な支援を行う

防犯性能の高い住宅を認定する制度は、府県の防犯設備士協会等の民間団体が運営するものであるが、防犯対策として高い効果が期待できるものであることから、警察としてもその運営に協力したり、必要な支援を行うことが適当である。

特に、認定制度の構築後も、防犯に関係する施策の推進に関して警察との連携・協力は不可欠であり、その関わり度合いによっては、認定制度の継続性や効果が損なわれかねない。認定制度構築に当たっては少なからず警察からの働き掛けや警察の関与があるのであるから、認定制度そのものが軌道に乗った、犯罪が大幅に減少するなど一定の成果を得たといった理由で実施主体に任せきりにするのではなく、安全安心に係る取組に対しては継続的に関わることを常に意識することが重要である。

その上で、幅広に犯罪情勢を分析し、必要な情報を提供して新たな基準、項目に加えるべきことがあるかの検討を行うほか、認定制度の防犯上の効果等を警察の視点で検証するなど、認定制度の効果的運用に向けて継続的に必要な支援を行うことが望ましい。

②防犯設備士養成講習・資格認定試験のIT化への検討状況について

IT化の背景、非接触型への移行、IT化のメリット/デメリット/課題、IT化のための必要作業、IT化に協力いただく企業、目標日程を資料に基づき事務局から報告された。



伊藤制度事業担当部長

③防犯設備士資格の更新講習方式導入の検討状況について

地域協会で更新講習を実施する目的、更新講習試行の検討状況を資料に基づき事務局から報告された。

④個人情報保護規程等に基づく防犯設備士情報の提供について

個人情報保護法の改正内容、個人情報として該当する内容、個人情報保護法の守るべきポイント、協会内における個人情報の法令に遵守した取り扱いについて、防犯設備士の個人情報の取り扱いに関する覚書についてを資料に基づき事務局から報告された。



高橋事務局長

⑤地域協会の防犯活動に対する助成事業（案）について

助成の目的、対象者、対象期間、予算総額、助成事業の対象例、該当しない内容、1件あたりの助成金額、申請、審査及び交付について資料を基に事務局から報告された。

2. 報告事項に関する質疑応答

以上の報告の後、質問等を含め意見交換が行われた。

●Q1

個人情報（防犯設備士及び総合防犯設備士）の第3者（更新講習実施の地域協会）への提供について、更新講習をしない地域協会には提供しないのか。

◆A1

個人情報の取扱管理は慎重にしていかなければならない。その点から現時点で更新講習を行う地域協会のみに情報提供を行う考え方である。

●Q2

地域協会の防犯活動に対する助成事業（案）について12月には来年度の事業計画策定の時期になるが、この助成金制度を取り入れて策定して良いのか。

◆A2

助成制度は理事会承認が必要であるし、全国の地域協会からの申請状況を集計しないと判断できない。そのことから12月の時点では助成金を事業計画に組み入れることは難しいのではないか。

3. 協会の紹介と活動トピックス

全国の協会を代表して以下の2協会より報告があった。

①一般社団法人 千葉県防犯設備協会 会長 平間 義康様

千葉県防犯設備協会の活動内容として千葉県防犯優良マンション・アパートの認定制度について報告があった。



②宮城県防犯設備士協会 理事 石沢 栄様

宮城県防犯設備士協会の組織概要、宮城県防犯優良マンション・アパートの認定制度の取組について報告があった。



第二部講演

「友愛のまち 北須磨団地自治会について」 安全で安心なまちづくり～地域力と防犯～

北須磨団地自治会 会長 西内 勝太郎 氏
(サポート)千葉県防犯設備協会 会長 平間 義康 氏

第一部本会議に続き、今回は「友愛のまち 北須磨団地自治会について」と題して千葉県防犯設備協会 平間 義康様をサポートに、北須磨団地自治会 西内 勝太郎様より第二部の講演が行われました。

【千葉県防犯設備協会 会長 平間様】

私が北須磨団地自治会の西内会長の講演でお手伝いをさせていただく理由についてお話し申し上げます。平成19年、2007年4月警察政策学会が「子ども・少年をめぐる安全活力の構築」という表題で、論文が発表されています。この論文では2つの事例が取り上げられています。(警察政策学会資料第44号)1つは千葉県習志野の秋津小学校コミュニティです。神戸北須磨団地自治会に関しては、警察大学校の江崎徹治教授が「団地自治会によるソーシャル・ガバナンス」という表題で調査レポートを書かれています。



このレポートを読んだ時、最初の感想は、「こんな自治会が実在するのだろうか?本当だろうか?」という想いでいた。その後、日防設の神戸全国大会がありましたので、この機会に是非自分の目で確かめたいという気持ちが強く、直接北須磨団地自治会に電話をしましたところ、運よく西内会長がおられ、快く私の調査を受けていただきました。隔年ごとに全国大会が関西でありますので、その機会を利用して、北須磨団地を都合4回に亘り調査を行ってきました。

大阪大会で、セーフコミュニティについての講演されました石附 弘 様が前述の調査団長をされており、京都亀岡市が日本で最初のセーフコミュニティの認証を取得するのですが、それに先立ち、北須磨団地を訪問され、その調査を基礎にセーフコミュニティの取得申請を行ったとお聞きしています。

このような背景がございまして、西内会長のご講演に先立ち、僭越ながら、お手元の資料に関して、少しだけお手伝いをさせていただきます。

右の写真は、団地入口の表札です。場所ですが新幹線、新神戸駅で下車、地下鉄で9つ目の妙法寺駅で下車、バスに乗り換えて4つ目でありますと自治会館まで歩いて2-3分です。



北須磨団地自治会概要は以下の通りです。

- ・場所
神戸市須磨区友が丘
- ・世帯数
2,700(5,200名)、高齢化率(>65) 47.7%
- ・住居形態
戸建て2,000(共同住宅は700戸)

・歴史

- イ.労働者マイホーム夢の実現 住民、労働金庫、生協の協働事業
- ロ.自治会結成 昭和42年入居開始(200戸)～43年8月
- ハ.自治会館建設 昭和51年完成

北須磨団地被害報告ですが、まず犯罪の認知件数が少ないと、重大犯罪は皆無です。

平成29年以降は須磨警察が情報を出してくれなくなりましたので、警察からの統計はありませんが、住民からの犯罪発生の報告は一切ありませんし、実感としては犯罪の発生はゼロと理解しているとのことです。

北須磨団地被害報告書

須磨警察署提供

	平成28年	平成27年	平成26年	平成25年	平成24年	平成23年	平成22年	平成21年	平成20年	平成19年
侵 入 盗	2	1	2	3	1	4	1	8	1	0
乗 自 動 車	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
物 オートバイ	1	0	0	2	3	4	5	7	5	1
盗 自 転 車	2	6	2	6	3	1	2	19	3	1
自 廉 機 荒 し	0	0	0	0	3	1	0	0	0	3
車 上 猛 い	0	0	3	4	1	4	4	1	0	0
器 物 捜 索	3	8	4	3	5	7	3	12	3	2
強 盗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強制わいせつ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
傷 寄	0	1	1	3	1					
暴 行	0	0	0	0	1					
置 引 き	2	0	1	0	3					
部 品 ね ら い	0	1	0	1	2					
更 衣 室 ね ら い	0	0	0	0	2					
職 場 ね ら い	0	0	0	0	1					
そ の 他	10	2	2	1	1	15	21	5	2	2
合 計	20	20	15	23	27	36	36	52	15	9



表彰、報道ですが、先月16日安全安心まちづくり関係の内閣総理大臣表を受賞されました。

1. 表彰

内閣総理大臣賞:令和2年10月16日
安全安心まちづくり関係功労賞
(再犯防止7団体+防犯功労賞6団体)

2. 報道

- イ.平成15年4月10日
NHK「難問解決 ご近所の底力」
第1回(空き巣対策)
挨拶運動が紹介され、最高得点を獲得
(300点満点中260点)
- ロ.平成27年10月24日
兵庫県警「おっ!サンテレビ」～ひろげよう地域安全まちづくり～放映

3. 調査、訪問

- イ.平成19年4月 警察政策学会「子ども・少年をめぐる安全活力の構築」調査レポート
研究部会長:石附 弘、北須磨団地:警察大学校教授 江崎 哲治
- ロ.京都府亀岡市他

以上で私の手伝いは終了しました、以降西内様にマイクをお渡しいたします。西内様宜しくお願ひします。

【北須磨団地自治会 会長 西内様】

まず初めに私共の活動や取り組みについてお話ししていきたいと思います。まちづくりにおいて一番大切なことは、自分のまちを好きになるということです。これは何事にも通じる力であり、嫌いなことや嫌々やっていることというのは上手くはいきません。まちのボランティア活動等も、まちやそこに住んでいる人が好きだからこそ、積極的に取り組むことができるのだと思います。

次に大切なことは、地域で円満な関係を築いていくということです。犯罪の多いまちというのは挨拶が少ないのであります。これは近所付き合いや地域の交流が少なく、誰も注意を払っていないという象徴が強くなるからではないでしょうか。近所付き合いがよく、連帯感のある住宅街は人の目が行き届いている印象を犯罪者に与え、犯罪を予防することができるのではないかと考えています。その第一歩として、私共はあいさつ運動に取り組んでいます。挨拶を交わすことによって顔見知りが増え、犯罪の防止にもつながると共に、コミュニケーションのきっかけを作り、地域の輪をひろげています。

まちを美しくするということも安全安心なまちづくりには欠かせません。ゴミが路肩や公園などに散らかっているまちには、いい知らない不安な気持ちを抱いてしまうこともしばしばあるかと思います。そういった不安を取り除くため、日常的なゴミ拾いや公園の整備、ゴミ出しルールを徹底し、地域の美化に努め治安の維持に取り組んでいます。また、煙草のポイ捨て等によるボヤ騒ぎや軽犯罪予防のため、公園のゴミ箱、バス停の灰皿等を撤去しました。さらにスーパーマーケット(生協)にのみ自動販売機を設置することによって、空き缶やペットボトル等のポイ捨ても防いでいます。こういった取り組みを通して、地域住民の方々も自主的に各自でマイボトルを持ち歩き、環境保全に協力して下さっています。

この他にも歩道の定期的な整備や、不要な植木を取り除き道の間隔を確保することによって、町並みだけでなく、高齢者や障害のある方にも配慮した地域環境づくりに取り組んでいます。防犯の観点からも、歩道に防犯灯を40歩間隔で設置し、犯罪の予防に努めています。

また、我々の自治会は以下の四つの理念でまちづくりを進めています。

- ①自主自立
- ②友愛と信義
- ③美しい街
- ④子ども第一主義



<街並みの紹介>

歩道は綺麗で防犯灯は40歩間隔



○ : 防犯灯



理念の具体的活動

①自主・自立

自治体の自主・自立のため、資産は自治会館、労金事務所、生協建屋、保育園、在宅福祉支援施設、喫茶店等で賄っています。財政は労金事務所、生協建屋(自治会で建設)であり、自治会費は自治会発足時280/月から変わっておらず、地域住民への負担はほとんどありません。資産を賄っている喫茶店は地域住民のコミュニティの場としても大いに活用されています。

右が保育園、左が幼稚園、中央に職員室



労金事務所

スーパー・マーケット、労金建屋は自治会の資産



自治会館



②友愛

ふれあいのまちづくりを大切にしている地域であり、自治会主催の行事は年間で36回開催されています。中でも10月に行われる運動会は障害のある方、子供など分け隔てなく地域住民全員が楽しく交流を深められる行事となっています。

開催の挨拶

西内勝太郎会長挨拶：社会的弱者のための運動会と挨拶



身体障がい者のパン食い競争



すこやか友が丘

①喫茶店（しゃべりーな）②特別養護老人ホーム（友が丘YUAI）
③知的障害者施設（こんにちは友が丘）



③美しいまちづくり

美しいまちづくりを推進するため、年2回住民全員での大掃除を行っています。これには地元の高校生が自発的に参加しており、地域力の向上を担っています。また、神戸市とのパートナー地域協定を締結し、様々な取り組みを進めることによって町並みの品格化・防災・防犯に役立っています。

後退距離片側1.5m

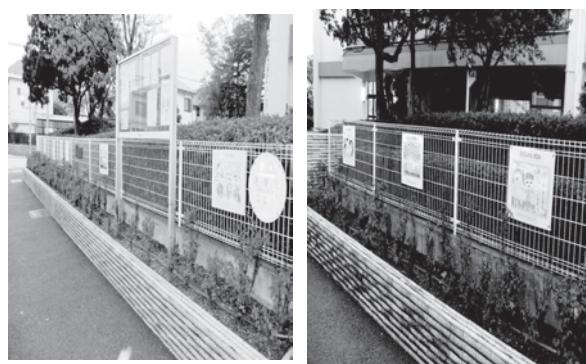


④こども第1主義

高齢者と子ども達の交流の機会を設けています。遊びを通じてコミュニケーションを学び、トンボの育成などの自然学習にも取り組んでいます。地域の歴史やあいさつの大切さ、重要性などを学ぶ機会もあり、災害時の通報の仕方等も婦人会の方と一緒に学んでいきます。

また、子ども達が安心して登下校できるよう、地域住民がボランティアで通学路に立ち、子ども達の安全を見守っています。

多井畑小学校正門左右のフェンス



最後に

「安全・安心」、「子ども・子育て」、「健康・福祉」、「環境・マナー」、どれをとっても自治会1つでは、円滑に進めることはできません。警察、消防、区役所、小学校、自治会のすべてが手を取り合い、初めて自主精神の自治会活動を開かれたコミュニティ、理念や夢で結ばれたコミュニティは構築できるのではないかでしょうか。「友愛、万人は一人のため、一人は万人のため」を念頭に置き、親から子に、子から孫に、住みやすいまちをこれからも継続していきたいと考えています。ご清聴ありがとうございました。